

沢内中部地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
西和賀町	平成25年3月25日	令和3年3月31日
対象地区名(地区内の集落名)		
太田地区、鍵飯地区、前郷地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	303.88	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	264.77	ha
③ ②のうち、地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	33.35	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.97	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.00	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.90	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

(太田地区、前郷地区)

・当地区の個々の農業従事者は、高齢化・担い手不足が進んでおり、現在は耕作しているが今後、水稲作付の中止や耕作放棄地が増えてくると予想され、組合法人の役割が大切で、大規模化・集約化が大きな課題である。

(鍵飯地区)

・農業者の高齢化により水稲作付の中止や耕作放棄地は今後さらに増えることが予想されるため、担い手への農地集積が課題であるが、20ha以上の経営面積の農家3戸はいずれも現状の面積を維持するのが精一杯であり、個人での拡大には限界がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域の認定農業者と組合法人による担い手の育成を行い、大規模化・集約化の拡大に農家組合一丸となって取り組む。(太田地区)

多面的機能交付金、中山間地域直接支払い交付金などの活用により地域環境保全を守り、主食用米生産と転作作物による水田フル活用に取り組む。(太田地区)

鍵飯集落営農ビジョンにおける担い手は、今後5年間は現在の農業者を規模の大小に問わず担い手としていく。今後、農業者の家庭的事情により作付の減少や耕作放棄地が増えることも考えられる場合は集落内でカバーし合いながら農地を維持していく。(鍵飯地区)

個人経営を重視するが、それが難しくなった場合は、地元の認定農業者や法人による大規模化・集約化を行い、売れる米作りの取り組みを行う。(前郷地区)

そば・大豆の連作障害回避のために輪作体系を実施し、下の沢集落営農組合や農事組合法人アースコネクトと協力しながら規模拡大、集約化に取り組む。(前郷地区)

米生産と転作作物による水田フル活用に取り組み、低利用や管理水田を減少させる。(前郷地区)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 売れる米作りの取組み	個人経営を重視しながら、地元の認定農業者と法人による大規模化・集約化の拡大により反収向上、品質向上に努め、防除暦に従った適正管理によるラジコンヘリによる一斉防除による適期散布と農道・畦畔の草刈りの実施によるカメムシ対策並びに品質向上のための土づくりを励行する。(太田地区)
(2) 転作作物の収量・品質向上への取組み	組合法人・認定農業者を中心とした園芸品目の導入と個々の栽培拡大と品質向上に努める。園芸品目に取り組むにあたっては、雇用確保により収穫量を増大する。(太田地区)
(3) 低利用水田(不作付地)等解消に向けての取組み	多面的機能交付金、中山間地域直接支払い交付金の活用によって組織化されていることから、その組織と農地維持のため共同活動の実施を行い、米生産と転作作物による水田フル活用に取り組み、令和5年度までに低利用の管理水田を減少させる。(太田地区)
(4) 農地中間管理機構の活用	将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けも検討していく。農業者の家庭的事情(病気や怪我等の事情)で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けも視野に入れる。(鍵飯地区、前郷地区)
(5) 耕作放棄地の解消・再生利用	「農地・水環境保全会」「中山間地域等直接支払制度」を活用しながら耕作放棄地の草刈りを行い、農地保全管理に努めつつ、低利用水田改善に向けて、作付け可能な圃場、作付け品目を選定する。(鍵飯地区、前郷地区)
(6) 鳥獣被害防止対策の取組	地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。(鍵飯地区、前郷地区)
(7) 基盤整備への取組	農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に向けた話し合いを進める。(前郷地区)
(8) 新規・特産化作物の導入	米、大豆、そば等の土地利用型作物以外に、個人経営農家を中心に収益性の高い「りんどう」、「ワラビ」、「アスパラガス」などの園芸作物の継続的生産に取り組む。(前郷地区)

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1)経営体数 (実数)

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	24 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	5 人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2)農地の集積面積

	集積面積		地域内の耕地面積		集積率	
現状	227.62	ha	303.88	ha	74.90	%
今後	229.52	ha	303.88	ha	75.52	%